

## 「農家を手伝おう 秋田ワーキングホリデー」募集要項

### 1. 趣旨

県内の大学生等を対象に長期休暇を活用した農林漁家民宿での農林漁業実習「農家を手伝おう 秋田ワーキングホリデー」を通じて、農林漁業及びグリーン・ツーリズムに関する興味を深めてもらうことを目的として実施します。

### 2 主催

秋田県

### 3 運営者

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

### 4 概要

(1) 実施期間：令和2年7月6日～令和3年2月28日

(2) 実施内容：県内の大学生等が一定期間農林漁家民宿に滞在し、農林漁業に関する実習（就業体験）（以下 実習）を通じて、農林漁業及びグリーン・ツーリズムに関する興味を深める取組を実施します。

### 5 実習内容

(1) 農林漁業に関する実習（就業体験）等の実施。

(2) イベント等の参加。

(3) その他、受入する者が決めた実習。

### 6 実習にかかる経費

滞在期間中に係る宿泊費の負担はありませんが、現地までの交通費等の経費については、参加者が負担することとします。

### 7 応募の資格

次の要件を満たすこと

(1) 県内に在住している満18歳以上の大学生等で、農林漁業体験や地域交流等に興味がある者

(2) 受入する者の指導の下、一生懸命実習に取り組むこと

(3) 受入する者の取り決め事項を遵守すること

(4) 宿泊先のきまりを厳守すること

(5) 現地まで自力で移動可能であること

## 8 提出書類

申込にあたっては、別紙「農家を手伝おう 秋田ワーキングホリデー参加申込書」及び学生証の写し等を事務局（NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会）に提出してください。なお、必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

参加申込書等は実習受入希望先へ情報提供しますので、申込者と実習受入先の双方で調整を図り、手続きを行ってください。

## 9 申込書の提出先及び応募の期間

- (1) 申請書の提出先：事務局（NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会）へ郵送、FAX、電子メールによりお申し込み下さい。
- (2) 応募期間：令和2年7月1日～令和3年2月14日  
ただし、土日・祝祭日は除く。
- (3) 申込期限：実施日指定のものは実施日の1週間前まで、実施日指定のないものは参加希望日の2週間前とします。  
※提出書類は返還しません。

## 10 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申込者の負担とします。

## 11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

## 12 実習の辞退

やむを得ず実習を辞退する場合は、申込者から実習受入先へ、直接連絡してください。

なお、辞退により発生した費用等については、一切の責任を負いませんのでご了承ください。

## 13 実習の中止

天災等不可抗力に起因する事由や新型コロナウイルスの感染拡大等を理由に、事前に実習の中止を決定した場合は参加者に理由を説明し、電話で連絡いたします。

なお、このことにより発生したキャンセル料等については、実習受入先の規定等又はNPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款に基づき、主催が助成額分を負担します。

#### 1.4 その他留意事項

- (1) この実習は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施します。
- (2) 実習期間中に撮影した写真や動画等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言や県内における感染者の発生等感染の拡大がみられる場合、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部の指導に基づき、実習の延期、中止をすることがあります。

#### 1.5 申込先・問い合わせ先

##### 【事務局】

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切 24-2

TEL : 018-829-5895

FAX : 018-829-5895

携帯 : 080-6050-3067

E-mail : jimukyoku@akita-gt.org

附則 本要項は、令和2年7月1日から施行する。